

第28回 CY法務セミナー

来たるべき裁判に備えて、今から対策を

～元裁判官の目から見て～

～裁判所が、いかなる証拠を重視し、どのように事実を認定し、法律判断を行うかを説明し、このことから、逆に普段の取引等においていかなる資料を保存しておくのが相当であるのか等企業法務における基本的な留意点等を解説～

【開催日時】 2017年2月9日（木）15:00～17:00（14:30受付開始）

【会場】 シティニューワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル8階）

【受講料】 無料

【定員】 50名

*お申込み多数の場合は、お申込みをいただいた段階で1社あたり2名までに制限させていただく場合もございます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容

1. はじめに
2. 裁判における主張と裁判所の判断過程の解説
 - 裁判に必要な事実主張及び法的主張並びに提出すべき証拠
 - 裁判所による事実認定の方法と法的判断
 - 上記各点を通じて、取引等を行った場合における資料の保存やその他の留意点
3. まとめ
4. 質疑応答

＜スピーカーより＞

東京高裁、東京地裁等で併せて約15年間裁判長を務め、民事・商事・労働・家事・行政紛争の解決に豊富な経験を積んできました。その経験も生かしながら、現在、当事務所で弁護士活動を行い、4年目となっています。今回のセミナーでは、長年の裁判長の経験から、裁判官はどのような事実に着目し、また、どのような証拠を重視するかについて説明し、このことから、取引等において、どのような点に注意し、また、どのような資料を残しておくのが相当かについて、解説をしたいと思っています。具体的な事例も踏まえ、分かりやすく説明致します。

＜スピーカープロフィール＞

弁護士 南 敏文（みなみとしふみ）

シティニューワ法律事務所所属弁護士（オブ・カウンセル）

東京高裁裁判長、東京地裁通常部及び交通部裁判長等を歴任。法務省では民事局第五課長、同第二課長等を務め、法例の改正や商法の改正作業等にも携わり、また、外務省では条約局、ジュネーブ代表部に勤務して、民事関係の多数の条約作成にも関与し、国際紛争に関する豊富な知見を有する。

主な著書：『なるほど図解 労働法のしくみ』（監修、シティニューワ法律事務所編、中央経済社、2014年）、『設題解説 渉外戸籍実務の処理 I～VIII』（共著、日本加除出版、2004年～2012年）
『新訂 民事訴訟と不動産登記一問一答』（共著、テイハン、2008年）